労働力調査の層化基準の見直し

丸山 歩†

The Renewal of Stratification Criteria of the Labor Force Survey

MARUYAMA Ayumi

労働力調査は、毎月、約4万世帯に居住する15歳以上の者約10万人を対象にしている標本調査である。標本設計は、国勢調査調査区を第1次抽出単位(2,912調査区)、住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出法を用いている。標本抽出に当たり、ある特性に偏った標本を抽出することを避け、できるだけ偏りの少ない標本を得ること及び利用上重要度の高い項目である就業・不就業状態別、産業別、従業上の地位別の項目において精度の向上を図ることを主な目的に、第1次抽出の抽出単位である国勢調査結果の調査区について産業・従業上の地位による就業者構成、及び住居形態に着目して調査区の層化を行っている。

今回,平成17年国勢調査の調査区関係資料が整備されたのに伴い,最新の就業構造の変化に対応するため,第11回日本標準産業分類の改訂への対応及びより高い層化効果を得ることを目的として,労働力調査の調査区に新たな層化基準を設定した。

なお、この新層化基準の設定に当たり、前任の西千奈美係長(現消費統計課物価統計室物価指数第 一係長)が行ったシミュレーション結果を活用させていただいた。

キーワード: 労働力調査,標本設計,層化基準,系統抽出,国勢調査調査区

In the Labor Force Survey, a stratified two-stage sampling method is adopted, with the enumeration districts of the Population Census as the first-stage sampling units, and dwelling units as the second-stage sampling units. In the first-stage of sampling, all the enumeration districts are classified into strata according to their labor force and demographic characteristics of dwellers in the enumeration districts. When the list of the enumeration districts of the 2005 Population Census were made available for the Labor Force Survey, the criteria for stratification was renewed for the purpose of keeping the efficiency of stratification. This paper presents the concept of these new criteria for stratification in detail.

Keywords: Labor Force Survey, Sample design, Criteria for stratification, Systematic sampling, Census enumeration district

I 層化の目的と概要

労働力調査では、標本抽出に当たり、ある特性に偏った標本を抽出することを避け、できるだけ偏りの少ない標本を得ること及び結果の精度の向上を図ることを主な目的に、第1次抽出の抽出単位である国勢調査調査区の層化を行っている。

層化の目標を結果の精度の向上に置くとき、その層化基準は、集計結果の種類と性質に依存する。労働力調査では、利用上重要度の高い項目である就業・不就業状態別、産業別、従業上の地位別の項目において精度の高い結果が得られるよう、国勢調査結果の調査区における産業・従業上の地位による就業者構成、及び住居形態に着目して調査区の層化を行っている。

Ⅱ 層化基準の改定

1. 検討方法

労働力調査では、5年ごとに新しい国勢調査の標本抽出関係資料が整備されるのに伴い、最新の就業構造の変化に対応するため、層化の基準の見直しを検討している。今回の見直しに当たっては、以下の3点について着目した。1点目として、「第11回日本標準産業分類の改訂への対応」、2点目として、「給与住宅層の条件」、3点目として、「合併層(層の合併の必要性については、後述「(3)合併層について」を参照)の層化効果」である。

検討手順は、平成12年層化基準を基に、上記の1点目及び2点目の見直しを反映させた暫定版層化基準を設定し、平成17年国勢調査データを用いた暫定版層化基準結果を集計した。そして、その結果に基づき、いくつかの合併パターンによるシミュレーションを行うことで合併効果を検証し、最終的な確定版層化基準を決定した。

平成12年層化基準,暫定版層化基準及び確定版層化基準は,「別表1 平成12年基準及び暫定版層化基準の調査区数」及び「別表2 暫定版層化基準及び確定版層化基準の調査区数」のとおりである。

2. 改定内容

(1) 第11回日本標準産業分類の改訂への対応

層化に用いている第11回日本標準産業分類の改訂は、平成14年3月に行われ、サービス業を中心に再編された。暫定版層化基準における新産業分類への対応は、原則として新旧産業大分類の組替えや定義の変更のみとしたが、旧サービス業の中の「医療、福祉」産業については、層の新設を検討した。

(ア)定義の変更

平成12年基準の「<u>電気・ガス・熱供給・水道業</u>,運輸・通信業の雇用者の比が0.1以上の調査区」(10 層)は、電気・ガス・熱供給・水道業の自営業主が存在しないことから定義から削除し、新産業大分類への組替えをし、「情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主の比が0.1以上の調査区」とした。

(イ)医療,福祉層の新設

日本標準産業分類における「N 医療,福祉」は、労働力調査の産業別就業者数の結果から見ても就業者数が増加している産業であり(「表1 労働力調査における主な産業別就業者数」参照)、旧サービス業の中でも単独である一定以上の従業者数が見込めることが平成12

年国勢調査結果からも確認できることから(「表2 サービス業の改定内容及び平成12年国勢調査結果」参照),医療,福祉に従事している就業者を的確に把握できるよう,新たに「医療,福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区」という基準の設定を検討した。

表1 労働力調査における主な産業別就業者数

(単位:万人)

年	農林業	建設業	製造業	運輸業	卸売・ 小売業	飲食店, 宿泊業	医療,福祉	サービス業
平成 14 年	268	618	1, 202	324	1, 145	358	474	844
15	266	604	1, 178	332	1, 133	350	502	845
16	264	584	1, 150	323	1, 123	347	531	881
17	259	568	1, 142	317	1, 122	343	553	916
18	250	559	1, 161	324	1, 113	337	571	938

表 2 サービス業の改定内容及び平成 12 年国勢調査結果

旧分類	人数	割合 (%)	変更内容	新分類	人数	割合 (%)
総数	63, 032, 271	100%		総数	63, 032, 271	100%
			「I 卸売・小売業,飲食店」から中分類「一般飲食店」,「その他の飲食店」を移行 「L サービス業」から中分類「旅館・その他の宿泊所」を移行	M 飲食店,宿泊業	3, 488, 791	5. 50%
			「L サービス業」から 中分類「医療業」, 「保 健衛生」, 「社会保険, 社会福祉」を移行	N 医療,福祉	4, 273, 853	6. 80%
L			「L サービス業」から 中分類「教育」,中分 類「専門サービス業」 のうち小分類「個人教 授所」を移行	0 教育,学習支援 業	2, 640, 387	4. 20%
サービス業	17, 006, 243	27.00%	「H運輸・通信業」から中分類「郵便業」のうち小分類「郵便業」(信書送達を主とする地域区分局を除く)を移行「Lサービス業」から中分類「協同組合」を移行	P 複合サービス業	706, 974	1. 10%
			「H運輸・通信業」から中分類「運輸に附帯するサービス」のうち小分類「旅行業」を移行 「J金融・保険業」から中分類「金融・保険業」から中分類「金融・保険業」からち小分類「証券業、商品先物取引業」の一部を移行	Q サービス業	8, 062, 033	12.80%

⁽注) 新産業分類別人数は、平成12年国勢調査抽出詳細データを用いた「新産業分類特別集計」結果によるもの。

「医療,福祉の雇用者の比が 0.1以上の調査区」層を新設した結果,当該層に該当する調査区数は,29,757と層全体の中でも該当する調査区数が 10番目に多く(「別表 1 平成 12年基準及び暫定版層化基準の調査区数」参照),単独で層を形成することが可能であるため,平成 17年基準では,「医療,福祉」層を新たに層化基準で採用することとした。

(2) 給与住宅層の条件

平成12年基準では、04*2層(*=1~8)に分類される条件は、「後置番号4¹、8²以外の調査区における04層への分類基準の給与住宅に住む一般世帯の比<u>0.75以上</u>」で、「各産業分類の世帯の比率³が<u>0.6以上</u>の標本単位区⁴」であった。給与住宅が存在する層は、調査区内に占める特定の産業の就業者の割合が高いために設けられていたが、給与住宅が減少している現在の状況から、分類される調査区数が減少している(「表3 平成7年、平成12年基準時による「04*2」層における全国標本単位区数」参照)。

	1/3(1) 1/3(1) 1 2 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1========	
層符号	給与住宅に係る層基準	全国標本	羊位区数
眉付り	和子仕七に伝る眉基中	平成7年	平成 12 年
0412	鉱業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	0	0
0422	建設業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	3	4
0432	製造業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	28	28
0442	卸売・小売業,飲食店,宿泊業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	12	7
0452	金融・保険業,不動産業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	1	3
0462	電気・ガス・熱供給・水道業,運輸・通信業の世帯の比が 0.6 以上の標	6	14
	本単位区		
0472	サービス業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	81	76
0482	公務の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	17	32

表3 平成7年,平成12年基準時による「04*2」層における全国標本単位区数

経常調査である労働力調査において、月々のサンプルで就業者が特定の産業に偏るのを避けるため、給与住宅が存在する調査区を把握する必要がある。そのため、設定条件の変更を検討した。まず、04 層への分類基準である「後置番号4、8 以外の調査区における 04 層への分類基準の給与住宅に住む一般世帯の比 0.75 以上」を「0.5 以上」と下げ、さらに小分類の分類の条件が一律、「○○産業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区」であったものを、平成12 年国勢調査結果に基づき、ある程度の標本単位区数が確保できると推測される 2 種類の条件の比率を暫定版層化基準に設定した。

平成 17 年国勢調査結果を使用した暫定版層化基準の結果は、「表 4 暫定基準による「04*2」、「04*3」層における全国標本単位区数」のとおりであった。いずれの産業において

¹社会施設,病院(おおむね患者200人以上の収容施設を有するもの)のある区域

²おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域

^{3「}世帯の種類」が「一般の世帯」又は「一人世帯 (会社等の独身寮の入居者を含む)」かつ「住居の種類」が「給与 住宅」の世帯が以下の条件を満たしている調査区を対象に、以下の計算式で、世帯の比率を換算する。

世帯の比率= (A+B/3) ÷換算世帯数

A:「世帯の種類」が「一般の世帯」で「住居の種類」が「給与住宅」の世帯数

B:「世帯の種類」が「一人世帯(会社等の独身寮の入居者を含む)」で「住居の種類」が「給与住宅」の世帯 数

換算世帯数=(世帯人員が2人以上の普通世帯数)+1/3(世帯人員が1人の普通世帯数+準世帯人員)(小数点以下四捨五入)

⁴標本単位区の設定方法は、以下のとおりである。①後置番号が4又は8の調査区で、単身世帯に属する人員が50人以上からなる単身世帯がある場合は、単身世帯ごとに単位区を設定した。②後置番号が4、8以外の調査区については、その調査区全体を一つの単位区とする。

も上位の条件により分類される調査区数が少なかったため、2つの条件を統合し、下位の条件を確定版層化基準では採用することとした。

27.1	自定金平(5.5 012], 1010] 指(5.6) 0上自然十十四百数		
層符号	内容	調査区数	対応
0412	鉱業の世帯の比が 0.2 以上の標本単位区	12	廃止 1
0413	鉱業の世帯の比が 0.1 以上 0.2 未満の標本単位区	0	発 止
0422	建設業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区	166	統合
0423	建設業の世帯の比が 0.2以上 0.4未満の標本単位区	177	孙广口
0432	製造業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区	2, 420	統合
0433	製造業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単位区	134	孙广口
0442	卸売・小売業,飲食店,宿泊業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	212	
0443	卸売・小売業,飲食店,宿泊業の世帯の比が0.3以上0.4未満の標本単位区	52	統合
0452	金融・保険業,不動産業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区	440	統合
0453	金融・保険業,不動産業の世帯の比が 0.2 以上 0.4 未満の標本単位区	80	No. II
0462	電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区	1, 601	統合
0463	電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単位区	104	719°L'∵□"

表4 暫定基準による「04*2」、「04*3」層における全国標本単位区数

※047*(医療,福祉,教育,学習支援業,複合サービス業,サービス業の世帯の比)及び 048*(公務の世帯の比)については、0.4以上の条件である程度の調査区数が確保できたので、2種類の条件は設定しなかった。

(3) 合併層について

(ア)検討方法

労働力調査では、全国を 11 地域 2 に分け、地域ごとに層別抽出を行っている。また、 8 組の副標本方式で標本交代 3 をしていることから、 1 つの層から 8 の整数倍の調査区数を抽出する必要がある。しかし、全地域においてすべての層分類から最低 8 調査区以上を抽出することは、調査区数の制約 4 から不可能であるため、調査区数が少ない層は類似層と合併して便宜 1 つの層を形成している(以下「合併層」という。)。

母集団の層別に当たり、各層内の変動が小さくなるような層を設定することは、標本の精度を高められるが、層を合併することにより、合併層内の層内分散は高くなり、層化効果が低下することが予想される。そのため、可能な限り層化効果を維持できる合併層を設定する必要がある。

今回、合併層のシミュレーションを設定するに当たって検討したのは、以下の4点である。

(A) 「卸売・小売業,飲食店,宿泊業の雇用者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区」層の合併

「卸売・小売業,飲食店,宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区」層は,調査区数が最大の層であるため,平成12年基準では合併層を形成させず独立させていた。しかし,景気の変動の影響を受けやすい業種と考えられ,特異な調査区が抽出された際の影響が出やすい。そのため,「卸売・小売業,飲食店,宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2

¹²⁶ページの「鉱業」層の合併層の記述を参照

²①北海道,②東北,③南関東、④北関東・甲信,⑤北陸、⑥東海、⑦近畿、⑧中国、⑨四国、⑩九州、⑪沖縄 ³全調査区をA,B,C,Dの4区分に分けて毎月1区分ずつ交代するとともに、翌年の同期に再び調査を行う方式 ⁴調査区数は、全国で2,912調査区であり、地域別調査区数は、結果精度を一定水準で保てるよう、四国152、沖縄144とし、残り2,616調査区を人口比例的に地域ごとに配分して決定している。

未満の調査区」層をそれ以外の「卸売・小売業、飲食店、宿泊業」に係る層と合併させることを試みる。

(B) 小規模層の合併先

分類される調査区数が微少な小規模層(「鉱業」層(0411,0412,0413,05),特殊層 「及び公務を除いた04層を指す。)について、平成12年基準においては、類似した産業の層と合併させていたが、特性のない層(後述(C)の「いずれにも属さない」層)と合併した方が、実査上安定して抽出できるのではないかという想定から、合併先の検討を行う。

(C) 「いずれにも属さない」層の取扱い

暫定版層化基準において、「いずれにも属さない」層 (0491,0492,25)に分類される調査 区数が特に都市的地域において激増した (「表5 地域別平成12年,平成17年基準の「いずれにも属さない層」の調査区数」参照)。これは、高齢化により非労働力人口の割合が高くなったことと併せて、平成17年国勢調査において、就業状態不詳が、平成12年の174万人から336万人と大幅に増加したことによるものと考えられる。

平成12年基準において、「いずれにも属さない」層は、「金融・保険業、不動産業」、「電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業」及び「公務」などと合併させていたが、単独で調査区数を確保でき、特定の産業に偏りがあるわけではないと想定されるため、0491、0492、25層を1つの合併層として独立することを試みる。

ウエイト	0491	L 層	0492	2層	25 ,	層
比例配分值	平成 12 年	17年	平成 12 年	17年	平成 12 年	17年
北海道	36	35	0	61	1, 209	5, 301
東北	56	55	0	25	1, 426	5, 978
南関東	904	793	14	139	4, 204	26, 210
北関東,甲信	87	75	1	18	978	3, 954
北陸	28	18	3	8	505	2, 147
東海	158	128	4	28	1, 244	4, 108
近畿	283	244	9	46	7, 627	23, 885
中国	55	31	2	29	1, 565	5, 430
四国	21	17	0	15	1, 302	4,604
九州	101	77	2	35	3, 884	13, 025
沖縄	3	3	0	3	282	1, 458

表 5 地域別平成 12 年, 平成 17 年基準の「いずれにも属さない層」の調査区数

(D) 各産業の業主層の合併先の検討

平成12年基準の業主を分類基準にしている層において、「建設業、製造業の業主」は「建設業」と、「情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主」層は「医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業」と合併していた。自営業主は減少傾向にあることから、改めて合併先の検討を行う。

以上の(A)~(D)についての検討点に着目して作成した合併層は、「表6 暫定版合併層基

¹特殊層とは、層符号が 02,03,0401,0402,0403,0404 の各層。全く異質の特質を持つ層のため、層の合併は行わず、それぞれ独立に標本調査区の抽出を行う。

準」である。いくつかの合併のパターンを設定し、15歳以上人口¹、農林業から公務までの産業大分類別人口、産業分類の格付ができなかった分類不能人口、及び非就業人口について、平均、最大値、最小値、標準偏差及び誤差率を算出し、効果的と見られる合併パターンが得られるまでシミュレーションを行った(「表7 シミュレーションの組合せ一覧」参照)。

また、シミュレーションに際しての抽出方法は、実際の労働力調査の標本数と同じになるよう全国 2,912 調査区を 8 組の副標本(自衛隊営舎内居住者及び矯正施設入所者を除く。)で 100 回抽出を繰り返すブートストラップ法を用い、復元は調査区の線型推定用乗率を用いて行った。

表 6 暫定版合併層基準

	平成 12 年	暫定版		
	基準合併	合併層	層符号	内容
	層基準	基準		
			02	人口が0の調査区
			03	換算世帯数が 15 以下の調査区
特	(I)	I	0401	学生の寮・寄宿舎(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区
特殊層	(1)	1	0402	病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区
			0403	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区
			0404	後置番号が4のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区
典			06	漁業の就業者の比が 0.2 以上の調査区
農林漁業	(II)	II	07	漁業の就業者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区
漁	(11)	ш	11	農林業の就業者の比が 0.3 以上の調査区
未			12	農林業の就業者の比が 0.1以上 0.3 未満の調査区
			0431	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位区
			0432	製造業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区
			0433	製造業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単位区
			22	製造業の雇用者の比が 0.1以上 0.2 未満の調査区
製	(Ⅲ)	Ш	15	製造業の雇用者の比が 0.3 以上の調査区
製造業	(III)		21	製造業の雇用者の比が 0.2以上 0.3 未満の調査区
			0411	寮などに住む鉱業の就業者が50人以上の標本単位区
			0412	鉱業の世帯の比が 0.2 以上の標本単位区
			0413	鉱業の世帯の比が 0.1 以上 0.2 未満の標本単位区
			05	鉱業の就業者の比が 0.1 以上の調査区
			0421	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位区
建設業		IV	0422	建設業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区
業	(IV)	10	0423	建設業の世帯の比が 0.2 以上 0.4 未満の標本単位区
			16	建設業の雇用者の比が 0.1以上の調査区
業主		V	08	建設業,製造業の業主の比が 0.1 以上の調査区
卸売			0441	寮などに住む卸売・小売業,飲食店,宿泊業の就業者が 50 人以上の標本単位区
•			0442	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の世帯の比が 0.4以上の標本単位区
小売そ	(1711)	VI	0443	卸売・小売業,飲食店,宿泊業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単
その	(VI)		00	位区 知志 小古类 教会庄 宏汐类の类子の比較の1211の調本区
1			09	卸売・小売業,飲食店,宿泊業の業主の比が 0.1 以上の調査区
			18	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が 0.2 以上の調査区
その2		VII	23	卸売・小売業,飲食店,宿泊業の雇用者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区
スビ	(VII)	VIII	0471	寮などに住む医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービ

¹¹⁵歳以上人口も人口構成の偏りなどを含めた分散を測定するため、便宜、比推定は行わなかった。

-

				ス業の就業者が 50 人以上の標本単位区						
			0.470	医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の世帯の						
			0472	比が 0.4 以上の標本単位区						
			17	医療,福祉の雇用者の比が 0.1 以上の調査区						
			10	教育,学習支援業,複合サービス業,サービス業の雇用者の比が 0.2 以						
			19	上の調査区						
			0.4	教育,学習支援業,複合サービス業,サービス業の雇用者の比が0.1以						
			24	上 0.2 未満の調査区						
			10	情報通信業,運輸業,金融・保険業,不動産業,医療,福祉,教育,学						
			10	習支援業,複合サービス業,サービス業の業主の比が 0.1 以上の調査区						
雷			0.451	寮などに住む金融・保険業,不動産業の就業者が 50 人以上の標本単位						
電気			0451	区						
•			0452	金融・保険業,不動産業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区						
ガス			0453	金融・保険業,不動産業の世帯の比が 0.2 以上 0.4 未満の標本単位区						
,			14	金融・保険業,不動産業の雇用者の比が 0.1 以上の調査区						
情報,			0.4.6.1	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の就業						
			0461	者が 50 人以上の標本単位区						
運輸,			0.4.00	電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の世帯の比が 0.4 以						
1111			0462	上の標本単位区						
金 融,	(vm)	TV.	0463	電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の世帯の比が 0.3 以						
南出,	(V Ⅲ)	IX	0463	上 0.4 未満の標本単位区						
不			20	電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の雇用者の比が 0.1						
不動産,			20	以上の調査区						
			0481	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位区						
公務			0482	公務の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区						
粉			13	公務の就業者の比が 0.1 以上の調査区						
E V			0491	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区						
俩さ よ	属さない		0.400	給与住宅に住む一般世帯数の比が 0.5以上の調査区のうち, 上記のいず						
なれ			0492	れにも属さない標本単位区						
(, f			25	上記のいずれにも属さない調査区						

表7 シミュレーションの組合せ一覧

	内容				試算										
	<u> </u>	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9					
(A)	「卸売・小売業,飲食店,宿泊業」について,合併層Ⅵと合併層Ⅶを合併	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
(B)	「鉱業」層(0411, 0412, 0413, 05 層)を合併層IXと合併	\bigcirc					\bigcirc	0	0						
(D)	「小規模 04」層 (04*1~04*3 (*=2~7) 層) を合併層IXと合併	\bigcirc													
(C)	「いずれにも属さない」層(0491,0492,25層)を独立							\circ	\circ						
	「小規模 04」層,「鉱業」層及び「いずれにも属さない」層を合併		\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc				\circ					
(B) 及び	「小規模 04」層、「鉱業」層、「公務」層(0481,0482,13 層)及び「いずれ にも属さない」層を合併			\circ											
(C)	「小規模 04」層のうち製造業のものは「製造業」層と、建設業のものは 「建設業」層と、それ以外は「電気・ガス、情報、運輸、金融、不動産、公 務、いずれにも属さない」層と合併					0									
	「建設業, 製造業の業主」層(08層)を「製造業」層(合併層Ⅲ)と合併		\circ												
(D)	「情報通信業,運輸業,金融・保険業,不動産業,医療,福祉,教育,学習 支援業,複合サービス業,サービス業の業主」層を合併層IXと合併	0	0	0	0	0			0						

(イ) 検討結果

シミュレーション結果は、「表8 シミュレーション結果一覧」のとおりとなった。

表8 シミュレーション結果一覧

単位: 万人 電気・ガス・熱 供給・水道 教育,学習 卸売・小売 金融・保険 支援業,複 15歳 医療. 分類 農林業 漁業 鉱業 建設業 製造業 業 情報通信 業,飲食 業,不動産 合サービン 公務 非就業 以上 福祉 事業。サーヒ 店,宿泊業 郵便業 平均 試笡 最大 (平成12 最小 年基準) 6.0 標準偏差 11.29 0.9 呉差率 0.3 2.24 17.9 1.1 0.6 2.6 3.0 平均 最大 試算 最小 (I) 0.4 3.2 26.9 2.5 5.7 8.4 4.4 6.5 5.3 標準偏差 6.3 10.3 6.2 8.4 22.3 0.2 11.6% 0.6 1.99 1.25 0.79 2.8 0.5 誤差率 2.3% 16.19 1.15 1.0% 1.2 2.69 平均 最大 試算 最小 5.6 1.9 5.7 6.1 3.1 20.2 誤差率 最大 試質 最小 7.8 標準偏差 31.6 6.6 2.3 5.5 4.8 21.0 10.6 4.8 8.7 2.0 平均 最大 試算 最小 標準偏差 5.7 2.2 5.2 26.3 0.6 6.2 11.1 6.8 8.4 4.1 6.7 8.4 3.0 19.6 10.0 誤差率 0.2 2.1% 275 21.5 平均 最大 試算 最小 2.1 4.3 3.1 標準偏差 0.3 誤差率 1.0 1.1 2.1 試質 最小 標準偏差 30.2 5.8 1.9 0.5 10.8 9.8 4.1 5.3 8.2 5.0 3.1 平均 最大 試算 最小 標準偏差 27.5 6.7 2.0 0.6 6.5 9.5 6.1 8.3 4.9 5.6 8.2 4.9 3.1 22.0 2.4% 274 9.3 聖美薬 平均 最大 試算 最小 28.4 5.5 10.5 4.7 標準偏差 6.0 2.0% 誤差率 10.4 0.8 0.7 0.7 3.1 18.1 1.1 試質 最小 29.9 4.8 3.0 8.8 10.5% 1.2% 1.0% 1.2%

※太字は、試算(平成12年基準)より標準偏差が小さいものである。

(A) 「卸売・小売業,飲食店,宿泊業の雇用者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区」層の合併

「表8 シミュレーション結果一覧」の卸売、飲食店列において、試算⑥及び試算⑧以外の試算結果が、標準偏差が平成12年基準の9.5より低かったことから、特異な調査区を吸収してブレを抑えたと思われる。以上から層化効果があると判断されるため、「卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区」層を他の「卸売・小売業、飲食店、宿泊業」層と合併させることとした。

(B) 小規模層の合併先

「鉱業」層は、鉱業がわずかに残っている特定の地域(長崎県、香川県、愛媛県、高知県、兵庫県及び北海道)のみ層化効果があるかと思われ分類に残し、合併層を検討してみたが、全国で見た場合、調査区数が極少であることから(「表 9 暫定版基準における鉱業層の調査区数」参照)、確定版層化基準では、「鉱業」層(0411,0412,0413,05)を廃止することとした。

双 日	C/K至中で4017 0 如来/自 27 附且 区	
層符号	内容	調査区数
0411	寮などに住む鉱業の就業者が50人以上の標本単位区	0
0412	鉱業の世帯比が 0.2 以上の標本単位区	12
0413	鉱業の世帯比が 0.1以上 0.2未満の標本単位区	0
05	鉱業の就業者の比が 0.1 以上の調査区	50

表 9 暫定版基準における鉱業層の調査区数

「小規模 04」層の合併先については、後述(C)の「「いずれにも属さない」層の取り扱い」の結果のとおり、「いずれにも属さない」層 (0491,0492,25) とは合併させず、平成 12 年基準どおり各産業の類似した層内に含めることとした。

(C) 「いずれにも属さない」層の取扱い

「いずれにも属さない」層 (0491,0492,25)を独立した層として形成した場合 (試算⑦,⑧),他の層を含めて合併層を形成した場合 (試算②~⑤,⑨)及び「いずれにも属さない」層 (0491,0492,25)を平成 12 年基準と同様の合併層として形成した場合 (試算⑥)を比較すると,独立した度合いが低くなるほど 15 歳以上人口の標準偏差が大きくなるため,他の小規模な層と合併させることはせず,「いずれにも属さない」層だけで単独の層を形成することとした。

(D) 各産業の業主層の合併先の検討

・「建設業,製造業の業主」層(08層)を「製造業」層(合併層Ⅲ)と合併

平成12年基準では、「建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区」(08層)は、建設業層と合併しているが、製造業層(合併層III)に含める方が適当かシミュレーションした結果、建設業の就業者数において、標準偏差は平成12年基準の6.1から5.7と減少したが、逆に製造業の就業者の標準偏差が、9.9から11.7と上昇した。業主数としては「建設業」の方が多いため、サンプルノイズを建設業で吸収させる方が、誤差が小さくなると考えられるため、平成12年基準どおり、08層は「製造業」層と合併せず、「建設業」層と合併することとした。

・「情報通信業,運輸業,金融・保険業,不動産業,医療,福祉,教育,学習支援業,複合サービス業,サービス業の業主」層を合併層IXと合併

平成12年基準のとおり、「教育、学習支援業、サービス業」などの合併層WIIと合併させる試算⑦と「情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業」などの合併層IXを合併させる試算⑧とを比較すると、試算⑦の方が、全般的に標準偏差が小さいため、平成12年基準どおり、合併層WIIと合併することとした。

以上の結果により、決定された確定版層化基準は、「別表2 暫定版層化基準及び確定版層化

基準の調査区数」及び「別表 3 確定版層化基準 11 地域別層別国勢調査調査区数」のとおりである。

Ⅲ 次回の検討点

今回,層化基準について見直しを行ったが,今後,検討が必要になると思われる点について補 足する。

1. 国勢調査結果における就業状態不詳増加に対する対応

平成17年国勢調査結果において、就業不詳が174万人から336万人と2倍程度増加している。調査環境の悪化から、次回以降の国勢調査においても就業状態不詳の増加や回収率の低下が予想され、調査区の特性による本来の分類ではなく、特性が把握できないことにより「いずれにも属さない」(0491,0492,25)層へと流れていく調査区が増加すると思われる。しかし、就業状態が把握できなくても、性別や年齢を把握できる可能性はあるため、地域別の年齢や人口構成などの新たな基準を取り入れるための検討が必要になってくると思われる。

2. 都道府県別の層化基準の設定

現在、労働力調査では、モデル推計値による都道府県別の四半期平均結果を公表している。しかし、現在の層化基準は、全国一律のものであり、調査区数の配分も 11 地域別の調査区数を基に設定されているため、県別の状況を十分反映しているとは言い難い。地域格差が注目されている現状において、今後、ますます地域に対してきめ細やかな層化基準を設定することが必要になると考えられる。

3. 「いずれにも属さない」(99) 層への対応

今回の確定版層化基準の検討に際し、「いずれにも属さない」(99) 層が激増したため、層内の 状況を確認したところ、病院がある調査区が、99 層に流れているケースが見受けられた。病院が 存在する調査区については、0402 層(病院・療養所(ただし、50 人以上の世帯)のある標本単位 区)という層を設定しているが、04 層の分類基準の条件が以下のとおりであるため、200 人未満の 収容施設しか有しない病院がある調査区の場合、04 層に分類されず、99 層に流れたと思われる。

- ① 後置番号が 4 (社会施設,病院¹ (おおむね患者 200 人以上の収容施設を有するもの)のある区域)
- ② 後置番号が8(おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮などのある区域)
- ③ 後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区

以上の状況を確認するため,99層と分類された調査区の中で,準世帯²における15歳以上非就業者数が50人以上の調査区³である数を集計したところ,「表1099層内の準世帯における15歳以上非就業者数が50人以上の調査区数」のとおり,04層の条件に合致する調査区が,全県に

¹ 介護保険法でいう「介護老人保健施設」は、病院に準ずる施設として、おおむね <u>200</u>人以上の収容施設を有する場合は、後置番号 4 の特別調査区とする。

² ①調査票の「世帯の種類」欄が「寮・寄宿舎の学生・生徒」,「病院・療養所の入院者」,「社会施設の入所者」,「そ の他」のもの。

②調査票の「世帯の種類」欄が「一人世帯」で、「住居の種類」欄が「会社等の独身寮・寄宿舎」の者をまとめて一つの世帯とする。

③調査票の「世帯の種類」欄が「一人世帯」で、「住居の種類」欄が「住宅に間借り」又は「その他」の世帯

³ 平成17年標本基礎資料からは、世帯の種類に関する情報が得られないため、便宜、準世帯として集計した。

渡り存在した。

準世帯を多く有する調査区は、就業状態等の特性が偏るため、「いずれにも属さない」層としてではなく、04層として区分した方が良いケースがあると思われる。次回、層化基準の見直しを行う際、準世帯人員数などの別な条件を含めた分類条件の設定が必要と考えられる。

表 10 99 層内の準世帯における 15 歳以上非就業者数が 50 人以上の調査区数

						-	
都道府県名	調査区数	*	割合	都道府県名	調査区数	*	割合
北海道	5, 301	146	2.80%	滋賀県	451	10	2. 20%
青森県	1, 337	32	2. 40%	京都府	2208	35	1. 60%
岩手県	802	39	4. 90%	大阪府	11, 997	143	1. 20%
宮城県	1, 334	42	3. 10%	兵庫県	5, 706	50	0.90%
秋田県	951	35	3. 70%	奈良県	1, 689	8	0.50%
山形県	441	19	4. 30%	和歌山県	1, 834	17	0.90%
福島県	1, 113	29	2.60%	鳥取県	347	14	4.00%
茨城県	1, 436	59	4. 10%	島根県	514	14	2. 70%
栃木県	503	30	6.00%	岡山県	1, 315	44	3. 30%
群馬県	804	25	3. 10%	広島県	1, 790	68	3.80%
埼玉県	3, 213	66	2. 10%	山口県	1, 464	36	2. 50%
千葉県	3, 725	99	2. 70%	徳島県	1, 204	27	2. 20%
東京都	13, 807	101	0.70%	香川県	651	26	4.00%
神奈川県	5, 465	128	2.30%	愛媛県	1, 704	46	2. 70%
新潟県	897	27	3.00%	高知県	1, 045	47	4. 50%
富山県	295	32	10.80%	福岡県	5, 791	102	1.80%
石川県	619	29	4. 70%	佐賀県	502	29	5.80%
福井県	336	26	7. 70%	長崎県	1, 575	42	2. 70%
山梨県	582	16	2. 70%	熊本県	1, 400	53	3.80%
長野県	629	24	3.80%	大分県	1, 037	45	4. 30%
岐阜県	646	25	3. 90%	宮崎県	993	30	3.00%
静岡県	694	45	6. 50%	鹿児島県	1, 727	64	3. 70%
愛知県	1, 649	38	2.30%	沖縄県	1, 458	31	2. 10%
三重県	1, 119	31	2.80%	総数	96, 100	2, 124	3. 30%

※準世帯における 15 歳以上非就業者数が 50 人以上の調査区数

別表 1 平成12年基準及び暫定版層化基準の調査区数

大	符号	分類基準	平成12年国 調調査区数
02		人口が0の調査区	15,72
03		操算世帯数が15以下の調査区	31,259
04		後置番号が4(社会施設、大きな病院のある区域) 後置番号が8(おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿 舎・寮などのある区域)	
		後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一般世帯数の比が0.75以上の調査区	
	01	学生の寮・寄宿舎(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	1,739
	02	病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	4,40
	03	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区 後置番号が4のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	6,85 1,68
	11	寮などに住む鉱業の就業者が50人以上の標本単位区	1,00
	12	鉱業の世帯の比が0.6以上の標本単位区	
	01	家ただに付われる。ままればローロートの標本が仕屋	11
	21	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位区 建設業の世帯の比が0.6以上の標本単位区	11
	31	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位区	1,38
	32	製造業の世帯の比が0.6以上の標本単位区	2
	41	寮などに住む卸売・小売業, 飲食店の就業者が50人以上の標本	6
	-	単位区	
	42	卸売·小売業, 飲食店の世帯の比が0.6以上の標本単位区	
	51	寮などに住む金融・保険業,不動産業の就業者が50人以上の標 本単位区	8
	52	金融・保険業, 不動産業の世帯の比が0.6以上の標本単位区	
	61	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業,運輸・通信業の就業者 が50人以上の標本単位区	28
_	62	電気・ガス・熱供給・水道業,運輸・通信業の世帯の比が0.6以上の標本単位区	1
	71	寮などに住むサービス業の就業者が50人以上の標本単位区	50
	72	サービス業の世帯の比が0.6以上の標本単位区	7
	81	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位区	14
	91	公務の世帯の比が0.6以上の標本単位区 後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	1,73
	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.75以上の調査区のうち、上 記のいずれにも属さない標本単位区	3
05		鉱業の就業者の比が0.1以上の調査区	13
06		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	2,10
07		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区 建設業,製造業の業主の比が0.1以上の調査区	3,46 98
08		度改来、	7,54
10		電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業、不動産 業、サービス業の業主の比が0.1以上の調査区	2,21
11		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	11,17
12		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	57,81
13		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	9,25
14 15		金融・保険業,不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区 製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	7,48 10,99
16		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	42,97
17		卸売・小売業, 飲食店の雇用者の比が0.2以上の調査区	41,33
18		サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区	100,02
19 20		電気・ガス・熱供給・水道業,運輸・通信業の雇用者の比が0.1以上 の調査区 製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区	14,73 43,72
21		製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	221,46
22		卸売・小売業, 飲食店の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	188,02
23		サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	84,86
	_	上記のいずれにも属さない調査区	24,22

暫定版層化基準

大 02	符号小	分類基準(下線は変更案) 	平成17年[調調査区 16.52
03			36,38
		後置番号が4(社会施設、大きな病院のある区域) 後置番号が8(おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮などのある区域)	30,30
04		福音・飛などののると域/ 後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一般世帯数の比が <u>0.5以上</u> の調査区	
	01	学生の寮・寄宿舎(ただし,50人以上の世帯)のある標本単位 区	1,63
	02	病院・療養所(ただし,50人以上の世帯)のある標本単位区	4,23
	03	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	8,81
	04	後置番号が4のうち,上記のいずれにも属さない標本単位区	1,77
	11	寮などに住む鉱業の就業者が50人以上の標本単位区	
	12	鉱業の世帯の比が 0.2以上 の標本単位区	1
	13	鉱業の世帯の比が 0.1以上0.2未満 の標本単位区	ļ.,
-	21	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位区 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- (
-	22	建設業の世帯の比が <u>0.4以上</u> の標本単位区	16
-	23	建設業の世帯の比が <u>0.2以上0.4未満</u> の標本単位区	10
-	31	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位区 制造業の世帯の比較0.4PL Fの標本単位区	1,0
_	33	製造業の世帯の比が <u>0.4以上</u> の標本単位区 製造業の世帯の比が 0.3以上0.4未満 の標本単位区	13
	41	寮などに住む卸売・小売業、飲食店、宿泊業の就業者が50人	
	42	以上の標本単位区 卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の世帯の比が <u>0.4以上</u> の標本	2
\dashv	43	単位区 卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の世帯の比が <u>0.3以上0.4未満</u>	
-		の標本単位区 寮などに住む金融・保険業、不動産業の就業者が50人以上の	
-	51 52	標本単位区 金融・保険業、不動産業の世帯の比が 0.4以上 の標本単位区	4
		金融・保険業、不動産業の世帯の比が0.2以上0.4未満の標本	
_	53	単位区 寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸	
	61	業の就業者が50人以上の標本単位区 電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の世帯の比	24
	62	が <u>0.4以上</u> の標本単位区	1,6
	63	電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の世帯の比が <u>0.3以上0.4未満</u> の標本単位区	1
	71	療などに住む医療,福祉,教育,学習支援業,複合サービス 業,サービス業の就業者が50人以上の標本単位区	30
	72	医療,福祉,教育,学習支援業,複合サービス業,サービス業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	1,6
_	81	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位区	1
	82	公務の世帯の比が0.4以上の標本単位区	3,1
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	1,4
	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち, 上記のいずれにも属さない標本単位区	5
05		鉱業の就業者の比が0.1以上の調査区	
06		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	1,7
07		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区	3,0
80		建設業,製造業の業主の比が0.1以上の調査区	5
09		<u>卸売・小売業,飲食店,宿泊業の業主の比が</u> 0.1以上の調査 区	5,5
10		情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、 教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主の比 が0.1以上の調査区	1,5
11		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	9,7
12		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	56,2
13		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	5,1
14		金融・保険業,不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区	5,7
15		製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	5,4
16		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	22,1
17		医療、福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区	29,7
18		卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の雇用者の比が0.2以上の調査区	36,5
19		教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の雇用者の 比が0.2以上の調査区	11,7
20		電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の雇用者の 比が0.1以上の調査区	35,4
21		製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区	30,9
22		製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区 卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2未	200,9
23		満の調査区	267,49
24		教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	73,7
25		上記のいずれにも属さない調査区	96,0

別表 2 暫定版層化基準及び確定版層化基準の調査区数 暫定版層化基準

大	符号	分類基準	平成17年
02		人口が0の調査区	16,5
03		換算世帯数が15以下の調査区	36,3
		後置番号が4(社会施設,大きな病院のある区域)	
04		後置番号が8(おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮などのある区域)	
		後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区	
	01	学生の寮・寄宿舎(ただし,50人以上の世帯)のある標本単位 区	1,6
	02	病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	4,2
	03	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	8,8
	04	後置番号が4のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	1,7
	11	寮などに住む鉱業の就業者が50人以上の標本単位区	
	12	鉱業の世帯の比が0.2以上の標本単位区	
	13	鉱業の世帯の比が0.1以上0.2未満の標本単位区	
	21	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位区	
	22	建設業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	1
	23	建設業の世帯の比が0.2以上0.4未満の標本単位区	1
	31	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位区	1,0
	32	製造業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	2,4
	33	製造業の世帯の比が0.3以上0.4未満の標本単位区	1
	41	寮などに住む卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の就業者が50人 以上の標本単位区	
	42	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の世帯の比が0.4以上の標本 単位区	2
	43	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の世帯の比が0.3以上0.4未満の標本単位区	
	51	寮などに住む金融・保険業,不動産業の就業者が50人以上 の標本単位区	
	52	金融・保険業, 不動産業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	4
	53	金融・保険業,不動産業の世帯の比が0.2以上0.4未満の標本 単位区	
	61	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸 業の就業者が50人以上の標本単位区	2
	62	電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	1,6
	63	電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業の世帯の比が0.3以上0.4未満の標本単位区	1
	71	寮などに住む医療,福祉,教育,学習支援業,複合サービス 業,サービス業の就業者が50人以上の標本単位区	3
	72	医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	1,6
	81	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位区	1
	82	公務の世帯の比が0.4以上の標本単位区	3,1
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	1,4
	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち, 上記のいずれにも属さない標本単位区	5
05		鉱業の就業者の比が0.1以上の調査区	
06		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	1,7
07		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区	3,0
80		建設業, 製造業の業主の比が0.1以上の調査区	5
09		卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の業主の比が0.1以上の調査 区	5,5
10		情報通信業, 運輸業, 金融・保険業, 不動産業, 医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の業主の比 が0.1以上の調査区	1,5
11		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	9,7
12		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	56,2
13		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	5,1
14		金融・保険業、不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区	5,7
15		製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	5,4
16		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	22,1
17		医療、福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区	297
18		卸売・小売業,飲食店,宿泊業の雇用者の比が0.2以上の調査区	36,5
19		教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の雇用者の 比が0.2以上の調査区	11,7

確定版層化基準

確定制	反層化:	基準	
	符号	分類基準(下線は暫定版からの変更箇所)	平成17年国
大	小		調調査区数
02		人口が0の調査区	16,525
03		換算世帯数が15以下の調査区	36,382
		後置番号が4(社会施設, 大きな病院のある区域) 後置番号が8(おおむね50人以上の単身者が居住している寄	
04		宿舎・寮などのある区域)	
		後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住	
		む一般世帯数の比が0.5以上の調査区	
	01	学生の寮・寄宿舎(ただし,50人以上の世帯)のある標本単	1,639
	01	位区	1,000
	02	病院・療養所(ただし,50人以上の世帯)のある標本単位区	4,239
	03	社会施設(ただし,50人以上の世帯)のある標本単位区	8,817
_	04	後置番号が4のうち,上記のいずれにも属さない標本単位区	1,774
	├		
	├		
	11	■ 寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位区	66
	11	京などに住む住政末の航末行が30人以上の標本手位と	00
	12	建設業の世帯の比が0.2以上の標本単位区	345
	21	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位区	1,081
			.,,,,,
	22	製造業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	2571
	0.1	寮などに住む卸売・小売業、飲食店、宿泊業の就業者が50人	70
	31	以上の標本単位区	73
	32	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の世帯の比が <u>0.3以上</u> の標本	274
	32	単位区	214
	41	寮などに住む金融・保険業,不動産業の就業者が50人以上	53
	41	の標本単位区	33
	42	金融・保険業,不動産業の世帯の比が0.2以上の標本単位区	519
	51	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸	244
		業の就業者が50人以上の標本単位区	
		電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の世帯の	
	52	比が0.3以上の標本単位区	1716
		寮などに住む医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス	
	61	業,サービス業の就業者が50人以上の標本単位区	306
		医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス	4 075
	62	業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	1,675
	71	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位区	165
	72	公務の世帯の比が0.4以上の標本単位区	3,183
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標	1,476
	31	本単位区	1,470
	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち、	407
	, J.	上記のいずれにも属さない標本単位区	-107
0.5			4 74 6
05		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	1,719
06 07		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区 建設業,製造業の業主の比が0.1以上の調査区	3,079
U/		建設末, 製造来の来土の比か0.1以上の調査区 卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の業主の比が0.1以上の調査	512
08			5,513
09		情報通信業, 運輸業, 金融・保険業, 不動産業, 医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の業主の比	1,531
00		が0.1以上の調査区	1,001
10		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	9,754
11		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	56,241
12		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	5,120
13		金融・保険業,不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区	5,719
14		製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	5,494
15		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	22,199
16		医療, 福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区	29757
17		卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の雇用者の比が0.2以上の調	36,537
- ' '		査区	30,337
18		教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の雇用者の	11,746
.,		比が0.2以上の調査区	. 1,7 10

许馧 64 24 24 ω ∞ ω 104 40 32 32 24 α α 24 α 32 48 24 ω ω 24 田田 26 24 ω ω 64 ω 16 16 计機 112 136 16 32 16 26 ω ω ω 東海 120 16 26 64 16 ω ω ω 光顯 64 16 16 40 ω ω ω ω 甲信 240 112 16 40 16 北関東 32 ω ∞ 南関東 104 232 16 80 26 ∞ 26 ω ω ω ω 東光 40 48 72 16 24 ∞ ω ω 16 16 80 16 16 m ω ω ω サービス業の業主の比が0 寮などに住む医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の就業者が50人以上の標本単位区 青報通信業,運輸業,金融・保険業,不動産業,医療,福祉,教育,学習支援業,複合サービス業, 給与住宅に住む一般世帯教の比が0.5以上の調査区のうち,上記のいずれにも属さない標本単位区 寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の就業者が50人以上の標本単位区 医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の世帯の比が0.4以上の標本単位区 教育,学習支援業,複合サービス業,サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区 電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の世帯の比が0.3以上の標本単位区 電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業の雇用者の比が0.1以上の調査区 教育,学習支援業,複合サービス業,サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区 寮などに住む卸売・小売業,飲食店,宿泊業の就業者が50人以上の標本単位区 即売・小売業,飲食店,宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区 寮などに住む金融・保険業,不動産業の就業者が50人以上の標本単位区 删 崋 後置番号が8の調査区のうち,上記のいずれにも属さない標本単位区 卸売・小売業,飲食店,宿泊業の世帯の比が0.3以上の標本単位 引売・小売業,飲食店,宿泊業の雇用者の比が0.2以上の調査区 凝 即売・小売業,飲食店,宿泊業の業主の比が0.1以上の調査区 学生の寮・寄宿舎(ただし,50人以上の世帯)のある標本単位区 金融・保険業,不動産業の世帯の比が0.2以上の標本単位区 \$ 後置番号が4のうち,上記のいずれにも属さない標本単位区 金融・保険業,不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区 病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区 寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位区 寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位区 社会施設(ただし,50人以上の世帯)のある標本単位区 寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位区 製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区 農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区 製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区 漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区 建設業,製造業の業主の比が0.1以上の調査区 医療, 福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区 製造業の世帯の比が0.3以上の標本単位区 建設業の世帯の比が0.2以上の標本単位区 建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区 農林業の就業者の比が0.3以上の調査区 製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区 公務の世帯の比が0.4以上の標本単位区 %務の就業者の比が0.1以上の調査区 漁業の就業者の比が0.2以上の調査区 記のいずれにも属さない調香図 **換算世帯数が15以下の調査区** 、口が0の調査区 02 03 04 21 22 11 12 31 32 62 41 42 52 72 91 61 51 01 ト分類 03 04 05 90 11 10 04 14 04 15 04 08 04 04 16 18 23 60 04 04 04 13 04 04 04 02 04 04 04 04 20 21 04 07 04 22 13 12 04 66

5

Ħ

Ħ

Ħ

11地域別層別国勢調査調査区数

確定版層化基準

別表3